特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上牧町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上牧町長

公表日

令和3年6月23日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル						
①事務の名称	国民年金関係事務					
	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。					
	国民年金の事業は国が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積み立金の運用等一切については、国が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は上牧町長に委任されている。					
②事務の概要	上牧町が行っている事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。					
	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。					
	①各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認に利用する。 ②上記に挙げた上牧町の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供 を行うために使用する。					
③システムの名称	国民年金システム					
2. 特定個人情報ファイル	NA TOTAL T					
被保険者台帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2 番号法別表第1の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等 の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、上牧 町が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。					
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> [実施しない] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関におけ	- G担当部署					
①部署	住民生活部住民保険課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	₹・訂正・利用停止請求					
請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001					
8. 特定個人情報ファイル	ルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	上牧町上牧町住民生活部住民保険課 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001					

Ⅱ しきい値判断項目

4 - 1-A-1 - 1-A-1							
1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和:	令和3年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類				
	項目評価			3) 基礎項目	目評価書 目評価書及び重点 目評価書及び全項	目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関に	ついては、それぞれ	1重点項目評価	「書又は全項目評価書の	こおいて、リスク対	策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供	 共ネットワークシス	、テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[0]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が死	→ ∈入れている うる 浅されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	ら情報提供ネットワ	ークシステムを			供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続		[O]接続しない(入	手) [〇]接	続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	2) 十分であ3) 課題が死	そ入れている 5る 浅されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	2) 十分であ	入れている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分であ	入れている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]内	部監査 [〕外部監査	
9. 従業者に対する教育・程	李発					
従業者に対する教育・啓発	[特(こ力を入れて行って	いる]	2) 十分に行	入れて行っている	ó

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条、番号法第19条第1号及び第2号、番号法別表第1の31の項	番号法第9条第1項 別表第一第31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ① 部署	保険年金課	住民福祉部保険年金課	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	保険年金課長	保険年金課長 寺口 万佐代	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱に関する問合せ	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保 護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町住民福祉部保険年金課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長の役職名	保険年金課長 寺口 万佐代	課長		様式の変更に伴う変更
	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策	無	全項目入力	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月24日	1/绛花师人情報(/)园示•=1	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	護担当	事後	
令和2年6月24日	I. 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	上牧町上牧町住民福祉部保険年金課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	牧3350番地	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署	住民福祉部保険年金課	住民生活部住民保険課	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	上牧町住民福祉部保険年金課	上牧町住民生活部住民保険課	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	